

## 山梨県庁本館等及び構内清掃業務委託契約書(案)

委託者（甲） 山梨県知事 長崎 幸太郎

受託者（乙）

上記の当事者間において、山梨県庁本館等及び構内清掃業務（以下「清掃業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の清掃業務を乙に委託する。

- |        |   |
|--------|---|
| 1 業務名  | 山梨県庁本館等及び構内清掃業務   |
| 2 業務内容 | 別紙「山梨県庁本館等及び構内清掃業務委託仕様書」のとおり  |
| 3 委託期間 | 令和8年7月7日から令和9年3月31日まで   |
| 4 清掃場所 | 山梨県庁本館 10,414㎡<br>山梨県庁別館 6,325㎡<br>山梨県庁議事堂（議事堂及び委員会室棟）4,569㎡<br>山梨県庁北別館 8,795㎡<br>プレハブ1階 30.06㎡<br>県庁構内 27,375㎡<br>丸栄ビル2階 437.74㎡ |

（契約目的）

第2条 甲は乙に対して、上記建物等の保全と安全且つ衛生的で快適な使用に資する清掃の管理を総合的に委託し、乙はこれを受託し誠実に履行する。

（委託料）

第3条 委託料は金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）とする。

- 2 甲は、原則として、委託料の支払総額の9分の1を毎月乙に支払うものとし、これに円未満の端数がある場合は最終月に調整するものとする。ただし、業務の実施状況などによりこれと異なる支払方法とする場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 甲は、前項の規定に基づく支払の請求があったときは、乙の請求のあった日から30日以内に支払うものとする。
- 4 甲が前項の支払期日までに委託料を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとし、その遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

（委託料の変更）

第4条 甲は、経済の変動等があっても第1条及び第3条に規定する業務内容又は委託料を変更することができない。

ただし、予期することができない異常の事態が発生したための経済情勢の激変等により委託料が著しく不相当であると認められた場合は、甲乙協議のうえ業務内容又は委託料を変更することができる。

（契約の保証）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金を納付しなければならない。

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定に基づく契約の保証は、乙が山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2の各号の規定に該当するときは免除することができる。

（労働関係法令の責任）

第6条 乙は、業務の実施にあたり、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継

させてはならない。

ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

(委任又は下請の禁止)

第8条 乙は、この契約の履行について清掃業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請負わせてはならない。

ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

(業務遂行上の義務)

第9条 乙は、別紙「山梨県庁本館等及び構内等清掃業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき業務を行なわなければならない。

(業務体制)

第10条 乙は、契約業務につき業務計画書の作成及び甲との連絡調整にあたり、乙を代理して細部注文事項を受任し且つ清掃業務に従事する乙の従業員(以下、「業務担当者」という。)を管理し、直接指揮監督する者を業務責任者として選任しなければならない。

2 乙は、業務責任者及び業務担当者(以下、「清掃業務員」という。)の氏名等を、別途甲の指定する様式により届け出なければならない。また、異動があった場合も同様とする。

3 甲は、本契約業務の履行についての注文・指示等は、乙又は、業務責任者に対して行い、乙の業務担当者に直接これを行ってはならない。

ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(整理員の服装)

第11条 乙は、清掃業務員が業務に従事するときは、一定の服装を着用させ氏名を明示し、乙の従業員であることを明確にし、常に清潔を保持しなければならない。

(関係書類の提出)

第12条 乙は、仕様書に基づいて、年間業務計画書を甲に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 乙は、仕様書に基づいて、月間業務計画書を甲に提出し、承諾を受けなければならない。

3 仕様書に明示されていないもの、又は疑義があるときは甲・乙協議して定める。

(使用材料の検査)

第13条 乙が清掃業務に使用する材料は、すべて使用前に甲の確認を受けたものでなければならない。

(基準に不適合の場合)

第14条 甲は、委託業務の実施状況を随時検査することができる。

2 乙の清掃業務が、仕様書に適合していないと甲が認めたときは、その手直しを命ずることができる。この場合における費用は、乙の負担とする。

(負担区分)

第15条 清掃作業に必要な器具、材料は乙の負担とする。

2 清掃業務に使用する電気、ガス、水道の各料金は甲が負担するものとする。

3 乙は、電気、ガス、水道の使用については、極力節減し効率的に実施しなければならない。

(設備の無償提供)

第16条 乙は、清掃業務を実施するため、清掃業務員の控室として別に甲が指定する場所を無償で使用することができる。

(臨機の措置)

第17条 清掃業務の実施上、緊急の措置を要するものと認められたときは、甲は乙に対し所要の臨機の措置をとることを求めることができる。

この場合において、乙はそのとった措置について遅滞なく甲に報告しなければならない。

2 前項の規定による措置に要した経費のうち、第3条の委託料に含めることが不相当と認められる部分の経費については、甲は乙と協議のうえこれを負担するものとする。

(清掃業務の報告)

第18条 乙は、仕様書に基づいて、清掃業務実施後は、別に定める様式により清掃業務実施報告書を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

(損害賠償の負担)

第19条 清掃業務の実施にあたり生じた損害については、甲の責めに帰する理由による場合のほか、乙の負担とする。

(第三者に対する賠償)

第20条 乙は、清掃業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責めに帰

する理由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。

(秘密保持及び事故等の防止)

第21条 乙は、庁内における業務上の秘密を厳守するとともに、庁内の事故、火災防止に積極的に協力しなければならない。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (3) 第24条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。
- (4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- (6) 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令（以

下「排除措置命令等」という。)を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。

ウ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、甲に対し違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（公正入札違約金）

第23条 乙は、前条第1項第6号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するかどうかを問わず、違約金として、委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に同項の違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（乙による契約の解除請求）

第24条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、

当該請求を承認するものとする。

(保証人)

第25条 乙は、業務を確実にかつ継続的に履行することを保証するために必要な資格及び能力を持つものを保証人として立てなければならない。

2 前項の保証人は、乙がこの契約を履行することができない場合、乙に代わって自らこの契約による委託業務の完了を保証しなければならない。

3 甲は、必要に応じて第1項の保証人に関する書類の提出を乙に求めることができる。

(契約の費用)

第26条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第27条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(その他)

第28条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成しそれぞれ記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年6月 日

(甲) 甲府市丸の内1丁目6番1号  
山梨県知事 長崎 幸太郎

(乙)

保証人